

西野の家「はなさんち」通所介護事業所

「通所介護」契約書

「介護予防型通所介護」契約書

◇◇◇目次◇◇◇

第一章 総則

- 第1条（契約の目的）
- 第2条（契約期間）
- 第3条（運営規程の概要）
- 第4条（運営規程の遵守）
- 第5条（通所介護計画の作成・変更）
- 第6条（居宅介護支援事業所等との連携）

第五章 損害賠償(乙の義務違反)

- 第16条（損害賠償責任）
- 第17条（損害賠償がなされない場合）
- 第18条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能の場合）

第二章 サービスの利用と料金の支払い

- 第7条（介護保険給付対象サービス）
- 第8条（介護保険給付対象外のサービス）
- 第9条（利用料金の支払い）
- 第10条（利用日の中止・変更・追加）
- 第11条（利用料金の変更）

第六章 契約の終了

- 第19条（契約の終了事由・契約終了に伴う援助）
- 第20条（利用者からの契約解除）
- 第21条（事業所からの契約解除）
- 第22条（清算）

第三章 事業者の義務

- 第12条（事業所及び職員の義務）
- 第13条（個人情報の保護）

第七章 その他

- 第23条（身元引受人）
- 第24条（利用者代理人）
- 第25条（契約当事者の変更）
- 第26条（苦情処理）
- 第27条（緊急時及び事故発生時の対応）
- 第28条（裁判管轄）
- 第29条（協議事項）

第四章 利用者の義務

- 第14条（利用者の施設利用上の注意義務等）
- 第15条（利用者の禁止行為）

契約者(以下「利用者」という)と西野の家「はなさんち」通所介護事業所(以下「事業所」という)は、利用者に対して行う通所介護事業または介護予防型通所介護事業(以下「通所介護等」という)について、次の通り契約を締結します。

第一章 総則

【契約の目的】

(第1条) 事業所は介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、利用者に対し、以下に定める通所介護等を提供します。

(2) 事業所が利用者に対して実施する通所介護等の内容、利用日、利用時間、費用等の事項は別紙「重要事項説明書」に定める通りとします。

【契約期間】

(第2条) 本契約の有効期間は契約締結の日から要介護または要支援認定の有効期間までとします。契約期間満了の7日前までに利用者から事業所に対して契約終了の申し入れがない場合には本契約はさらに6か月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

【運営規程の概要】

(第3条) 事業所の運営規定の概要(事業者、事業所の概要、職員の配置状況の内容等)は「重要事項説明書」に記載した通りです。

【運営規程の遵守】

(第4条) 事業所は運営規程に従い、必要な人員を配置して利用者に対して本契約に基づくサービスを提供すると共に、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

(2) 本契約における運営規程については、本契約と一体のものとして事業所、利用者共に遵守するものとし、事業所がこれを変更する場合は必要に応じて利用者に対して説明することとします。

(3) 利用者は運営規定の変更に参加することができない場合には本契約を解約することができます。

【通所介護計画の作成・変更】

(第5条) 事業所は居宅サービス計画または介護予防サービス計画(ケアプラン)(以下「居宅サービス計画等」という)に沿って利用者の通所介護計画または介護予防型通所介護計画(以下「通所介護計画」という)を作成するものとします。

(2) 事業所は通所介護計画について利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

(3) 事業所は利用者に関わる居宅サービス計画等が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを検討し、その結果変更の必要があると認められた場合には利用者及びその家族等と協議して変更するものとします。

(4) 事業所は通所介護計画を変更した場合には利用者に対して変更した計画書を交付し、その内容について利用者及び家族等に対して同意を得るものとします。

【居宅介護支援事業所等との連携】

(第6条) 事業所は利用者に対して通所介護等を提供するにあたり、関係行政機関、利用者が依頼する居宅介護支援事業者その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業所との連携に努めます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

【介護保険給付対象サービス】

(第7条) 事業所は介護保険給付対象サービスとして、事業所において利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします

【介護保険給付対象外のサービス】

(第8条) 事業所は利用者との合意に基づき、介護保険給付の対象とならない通所介護等を提供するものとします。

(2) 前項のサービスについてその利用料金は利用者が負担するものとします。

(3) 事業所は第1項に定める各種のサービス内容及び提供について必要に応じて利用者の家族等に対して説明するものとします。

【利用料金の支払い】

(第9条) 利用者は要介護度または要支援度に応じてサービスを受け「重要事項説明書」に定める所定の利用料金を事業所に支払うものとします。ただし、利用者がまだ要介護又は要支援認定を受けていない

い場合には利用料金の全額を一旦支払うものとします。

(2) 前項の他、利用者は「重要事項説明書」に定める食事代等、日常生活上必要となる諸費用実費を事業所に支払うものとします。

(3) 利用者は利用料金を請求に基づき支払い指定日までに事業所に支払うものとします。

【利用日の中止・変更・追加】

(第10条) 利用者は利用予定前において通所介護等の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には利用者は事前に事業所に申し出ることとします。

(2) 利用者が利用予定日前日 17:30 以降に利用の中止を申し出た場合は「重要事項説明書」に定める所定のキャンセル料を事業所に支払うものとします。但し、正当な事由がある場合はこの限りではありません。

- (3) 事業所は前項に基づく利用者からの通所介護等の変更・追加の申し出に対して事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を提示して協議するものとします。

【利用料金の変更】

(第11条) 通所介護等の利用料金について、介護給付費に変更があった場合、事業所は通所介護等の利用料金を変更することができるものとします。

(2) 通所介護等の利用料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は利用者に対して事前の説明をした上で当該サービスの利用料金を変更することができます。

(3) 利用者は利用料金の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第三章 事業所の義務

【事業所及び職員の義務】

(第12条) 事業所及び職員はサービスの提供にあたって利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮するものとします。

(2) 事業所は利用者の体調・健康状態等の必要な事項について、主治医や居宅介護支援事業所等と連携すると共に利用者及び利用者の家族等から聴取・確認した上で通所介護等を実施するものとします。

(3) 事業所は自然災害・感染症に対する具体的計画を策定すると共に自然災害・感染症に備えるため、必要な研修と訓練を定期的に行うものとします。

(4) 事業所は利用者に対する通所介護等の提供について記録を作成し、それを5年間保管します。利用者又は家族等の請求に応じてこれを閲覧させ、コピーを交付するものとします。

(5) 事業所は通所介護等の提供時において利用者に状態の急変等が生じた場合、その他必要な場合は速やかに救急隊、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

【個人情報の保護】

(第13条) 事業所及び職員は通所介護等を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この個人情報の保護は本契約が終了した後も継続します。

(2) 事業所は利用者が緊急で医療上の必要性がある場合には医療機関等に利用者及びその家族に関する個人情報を提供できるものとします。

(3) 利用者に関わる居宅介護支援事業者等とサービス担当者会議等での連携を図る必要がある場合には、事前に同意書を得た上で利用者及びその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 利用者の義務

【利用者の施設利用上の注意義務等】

- (第14条) 利用者は事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- (2) 利用者は事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- (3) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び家族等と事業所との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。
- (4) 利用者は事業所を利用中において外出する場合は事前に事業所に届け出ることとします。

【利用者の禁止行為】

- (第15条) 利用者は施設内で次の各号に該当する行為をすることを禁止します。
- 1 決められた場所以外での喫煙
 - 2 他の利用者又は職員に対し、迷惑を及ぼすようなハラスメント、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
 - 3 決められた物以外の持ち込み
 - 4 事業所の施設内での他の利用者との金銭・物の譲渡、貸借
 - 5 その他他の利用者又は職員に迷惑を及ぼすような行動

第五章 損害賠償

【損害賠償責任】

- (第16条) 事業所は本契約に基づく通所介護等の提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。個人情報保護に違反した場合も同様とします。但し、利用者にも故意又は過失が認められる場合には事業所の損害賠償責任を減じることができるものとします。
- (2) 事業所は損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

【損害賠償がなされない場合】

- (第17条) 事業所は以下の各号に該当する場合には自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
- 1 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - 2 利用者が通所介護等の実施にあたって必要事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - 3 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - 4 利用者が事業所もしくは職員の指示・依頼等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

【事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能の場合】

(第 18 条) 事業所は契約の有効期間中、地震等の自然災害その他自己の責に帰すべからざる事由により通所介護等の実施ができなくなった場合には利用者に対して通所介護等を提供すべき義務を負いません。

(2) 前項の場合に事業所は利用者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

【契約の終了事由、契約終了に伴う援助】

(第 19 条) 利用者は以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供する通所介護等を利用することができるものとします。

- 1 要介護または要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 2 事業所が解散命令を受けた場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 3 施設の滅失や重大な毀損により、通所介護等の提供が不可能になった場合
- 4 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 5 3か月以上利用実績がない場合
- 6 利用者が死亡した場合

(2) 事業所は前項により本契約が終了する場合には利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

【利用者からの契約解除】

(第 20 条) 利用者は本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には利用者は契約終了を希望する 7 日前までに事業所に通知するものとします。

(2) 利用者は以下の事項に該当する場合には本契約を即時に解約することができます。

- 1 運営規定、利用料金の変更に同意できない場合
- 2 事業所もしくは職員が正当な理由なく通所介護等を提供しない場合
- 3 事業所もしくは職員が個人情報の保護に違反した場合
- 4 事業所もしくは職員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 5 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

【事業所からの契約解除】

(第 21 条) 事業所は以下の事項に該当する場合には本契約を即時に解除することができます。

- 1 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 利用者が通所介護等の利用料金の支払いを 3 か月以上遅延し、30 日以内の支払いを定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合

- 3 利用者が故意又は重大な過失により事業所又は職員、他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

【精算】

(第 22 条) 第 19 条第 2 号から第 4 号により本契約が終了した場合において、すでに実施された通所介護等に対する利用料金支払いの義務及び原状回復の義務その他の条項に基づく義務を利用者が事業所に対して負担している時は契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

【身元引受人】

(第 23 条) 事業所は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はその限りではありません。

【利用者代理人】

(第 24 条) 利用者は代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代行して行わせることができます。

【契約当事者の変更】

(第 25 条) 利用者は契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は家族等を含む第三者に利用者を変更することができます。

【苦情処理】

(第 26 条) 事業所はその提供したサービスに関する利用者及びその家族等からの苦情に対して苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

【緊急時及び事故発生時の対応】

(第 27 条) 利用者に対する通所介護等の提供時に状態の急変などがあった場合には速やかに救急対応等を行います。事故が発生した場合は家族等、利用者に関わる居宅介護支援事業所、必要性が認められる場合には京都市等行政機関等に連絡を行うと共に必要な対応を速やかに行います。またその原因を解明し、再発を防ぐための対策を行います。

【裁判管轄】

(第 28 条) この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることに予め合意します。

【協議事項】

(第 29 条) 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、利用者と事業所は誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業所が各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者(乙)

法人住所 京都市伏見区醍醐上ノ山町11

事業者(法人)名 社会福祉法人 同和園

代表者名 理事長 亀谷英央

事業所住所 京都市山科区西野広見町4

事業所名 西野の家「はなさんち」通所介護事業所

利用者(甲)(契約者)

住所

氏名

身元引受人

氏名 (続柄)

法定代理人

氏名